

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

令和4年11月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200094号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200051号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月25日は13万5,000円、平成21年7月17日は10万5,000円、同年12月18日は9万円、平成22年7月23日は12万円、同年12月24日は7万5,000円、平成23年7月25日は13万7,000円、平成24年2月24日は7万5,000円、同年7月25日は15万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年2月24日の標準賞与額を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、平成24年2月24日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月25日
② 平成21年7月17日
③ 平成21年12月18日
④ 平成22年7月23日
⑤ 平成22年12月24日
⑥ 平成23年7月25日

⑦ 平成 24 年 2 月 24 日

⑧ 平成 24 年 7 月 25 日

A社から、請求期間①から⑧までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、請求者及び事業主から提出された預金通帳（写）、複数の同僚から提出された賞与に係る「給与支給明細書」（写）、複数の同僚の陳述並びにB社（請求期間当時は、C事業所）から提出された請求者に係る平成 20 年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（写）（以下「源泉徴収簿」という。）及び平成 21 年 7 月から平成 24 年 7 月までの賞与に係る「支給控除項目一覧表」（写）（以下「賞与一覧表」という。）により、請求者は、請求期間①から⑧までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記の源泉徴収簿、賞与一覧表及び同僚の賞与に係る「給与支給明細書」（写）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 13 万 5,000 円、請求期間②は 10 万 5,000 円、請求期間③は 9 万円、請求期間④は 12 万円、請求期間⑤は 7 万 5,000 円、請求期間⑥は 13 万 7,000 円、請求期間⑦は 7 万 5,000 円、請求期間⑧は 15 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 7 月 25 日、平成 21 年 7 月 17 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 7 月 23 日、同年 12 月 24 日、平成 23 年 7 月 25 日、平成 24 年 2 月 24 日及び同年 7 月 25 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑦について、賞与一覧表及び事業主から提出された預金通帳（写）により、請求者は、当該期間に 7 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが

認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200095号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200050号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和2年4月1日から同年3月11日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

令和2年3月11日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年3月11日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年3月11日から同年4月1日まで

私は、令和2年3月11日から同年5月30日までA事業所に専務理事として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間についても厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された令和2年3月11日付け「役付理事の変更について」(写)、「第61回通常総代会資料」(写)及び「2020年源泉徴収簿兼賃金台帳」(写)並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、上記の「役付理事の変更について」(写)及び「第61回通常総代会資料」(写)によると、請求者は請求期間において、総務・経済担当専務理事であることが確認できる。

しかしながら、事業主は、理事に係る社会保険の届書は人事課が作成し、そのまま届出を行

うため、請求者は理事に係る社会保険業務について関与しておらず、また、社会保険の届出に係る決裁権限者は人事課長である旨回答及び陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記「2020年源泉徴収簿兼賃金台帳」(写)、事業主の回答及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額並びに上記「2020年源泉徴収簿兼賃金台帳」(写)により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年3月11日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(取得年月日:令和2年3月11日)及び同資格喪失届(喪失年月日:令和2年5月31日)を年金事務所に対し、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年5月26日受付)し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年3月11日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200100号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200052号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月25日は14万3,000円、平成21年7月17日は11万1,000円、同年12月18日は9万5,000円、平成22年7月23日は12万7,000円、同年12月24日は7万9,000円、平成23年7月25日は14万5,000円、平成24年2月24日は8万円、同年7月25日は19万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成24年2月24日の標準賞与額を8万1,000円に訂正することが必要である。

なお、平成24年2月24日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月25日
② 平成21年7月17日
③ 平成21年12月18日
④ 平成22年7月23日
⑤ 平成22年12月24日
⑥ 平成23年7月25日

⑦ 平成 24 年 2 月 24 日

⑧ 平成 24 年 7 月 25 日

A社から、請求期間①から⑧までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、事業主から提出された預金通帳(写)、複数の同僚から提出された賞与に係る「給与支給明細書」(写)、複数の同僚の陳述並びにB社(請求期間当時は、C事業所)から提出された請求者に係る平成20年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(写)(以下「源泉徴収簿」という。)及び平成21年7月から平成24年7月までの賞与に係る「支給控除項目一覧表」(写)(以下「賞与一覧表」という。)により、請求者は、請求期間①から⑧までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記の源泉徴収簿、賞与一覧表及び同僚の賞与に係る「給与支給明細書」(写)により、確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万3,000円、請求期間②は11万1,000円、請求期間③は9万5,000円、請求期間④は12万7,000円、請求期間⑤は7万9,000円、請求期間⑥は14万5,000円、請求期間⑦は8万円、請求期間⑧は19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑦について、賞与一覧表及び事業主から提出された預金通帳(写)により、請求者は、当該期間に8万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが

認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を8万1,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。